

**山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
(人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委託に係る事業者選定委員会) 設置要綱**

(設置)

第1条 人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委託を行わせる者を選定するにあたり、適切かつ公正な審査を行うため、人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 選定委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託先の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 選定委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 選定委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、働く人・働き方支援課長とする。
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 選定委員会は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 選定委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、事務局による持ち回りによる審査を実施することができる。
- 5 選定委員会は非公開で実施する。

(事務局)

第5条 選定委員会の事務局は、総合県民支援局働く人・働き方支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和8年7月31日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

【別紙】

所属		役職等	氏名	備考
庁内評価者	総合県民支援局 働く人・働き方支援課	課長	奈良 知也	委員長
	産業政策部 産業人材課	課長	大森 恵子	
外部有識者	山梨労働局 職業安定部職業安定課	課長	長田 光市	
	山梨県中小企業団体中央会	事務局次長	堀内 修	